

2023年4月1日から消費税免税制度が変更となります。

- (1) [日本国籍を有する方](#)
- (2) [外国籍を有する方](#)

○詳細は以下の観光庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

○お問い合わせ先：

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当

メールアドレス：hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp